

## 第5回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年9月15日（水）11時43分～11時58分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、廣森委員、飛鳥委員、森委員  
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員  
使用者委員 小笠原委員、田中委員、齋藤委員、平野委員、藤井委員  
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝室長補佐、  
長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐

それでは、ただ今より第5回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。  
本日の委員の出欠状況ですが、戸沢委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

本日の審議会の公開に関しては、傍聴人の希望の有無について公示を行いました。申込みがありませんでした。また、小委員会に引き続きインターンシップの学生が6名見学していることを併せてご報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、石岡会長、どうぞよろしくお願いいたします。

石岡会長

はい。それではよろしくお願いいたします。

議事に入りますが、まず産業別最低賃金検討小委員会の報告でございます。  
産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、検討を行ってきました検討小委員会の報告を基に本審議でもご審議いただきたいと思っております。

検討小委員会の検討結果につきましては、森委員長代理から報告をお願いいたします。

森委員長代理

それでは、産業別最低賃金検討小委員会の審議経過を報告いたします。

検討小委員会は、9月2日と本日の2日間にわたり、4業種について、申出人及び参考人から意見を聴取するとともに、必要性の有無について検討を行いました。

意見聴取における労働者側、使用者側のそれぞれの主張について、具体的な金額を申し上げますと、労働者側からは、業種により差がありますが43円から55円アップの意見が出されました。また、使用者側からは、いずれの業種も据え置きとする意見でありました。

検討小委員会として検討を行った結果、具体的な金額審議は今後の各専門

部会に委ねることとして、「4業種すべて」について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」との結論に至ったところです。

以上です。

石岡会長

ただいまの「小委員会報告」について何かご質問はございますか。  
お手元に小委員会報告書が配布してありますけれども、この点についてはご確認いただければと思います。

(委員から「特になし」の声)

石岡会長

それでは、お諮りをしたいと思います。  
産業別最低賃金改正の必要性の有無についてということで、ただいまの「小委員会報告」のとおり、4業種について改正決定の必要性あり、ということと決定をしたいと思います、ご異議ございませんか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長

はい。異議がないようですので、小委員会報告のとおり本審として決定することにいたします。

賃金室長

ありがとうございます。それでは、ただいまから答申文の案を配布させていただきます。

(各委員に対し、答申部の案を配布)

石岡会長

ただいま、事務局が配布いたしました答申文の案につきまして委員の皆様ご確認をいただきたいと思います。  
この案について、何かご意見はございませんでしょうか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長

よろしいでしょうかね。  
それでは、この答申文をもちまして答申ということといたします。

室長補佐

それでは、ここで答申に移らせていただきます。  
石岡会長から、高橋労働局長に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長から、答申文を読み上げて、高橋労働局長へ手交)

室長補佐            ありがとうございます。  
以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。  
引き続きまして、高橋労働局長より御礼のご挨拶を申し上げます。

局     長            ただいま、答申をいただきました。産業別最低賃金につきましては、去る  
8月10日に改正の必要性の有無について、諮問させていただきました。検  
討小委員会における4業種それぞれの申出人・参考人の意見聴取と慎重な審  
議をしていただきまして、ただいま「改正の必要性あり」との答申をいた  
だいたところでは。

委員の皆様方におかれましては、限られた日程の中でご審議を賜りました  
ことに厚く御礼申し上げます。

この後、金額改正の諮問をさせていただきます。今後は業種ごとにご審  
議をいただくこととなります。

お忙しい中での審議になろうかと思いますが、これまで同様ご協力を賜り  
ますようお願い申し上げます。

なお、新しい青森県の最低賃金につきましては、去る9月6日に官報公示  
を行いましたので、1か月の周知期間を経まして10月6日から発効するこ  
ととなっております。

これまでのご審議に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、委員  
の皆様におかれましても改正された最低賃金額の周知・広報につきましてご  
協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

室長補佐            続きまして、高橋労働局長から、産業別最低賃金の金額改正について諮問  
を行わせていただきます。

(局長が、石岡会長の前方へ移動)

(局長から、石岡会長へ諮問文を読み上げて手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配布)

室長補佐            この後の議事運営は、引き続き石岡会長をお願いいたします。

石岡会長            はい。それでは、ただいま、産業別最低賃金の改正諮問をいただきました  
ので、本審議会といたしましては、最低賃金法第25条2項に基づきまして  
専門部会を設置し、産業別最低賃金の改正審議に入るということとなります。  
今後の手続き等につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

はい。今後の手続き等について説明させていただきます。産業別最低賃金につきましては、業種ごとに専門部会が設置されることとなり、本日から関係労使の意見聴取の公示及び専門部会委員候補の推薦を求める公示をいたします。

労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ3名ずつを選出いたしますので、その候補者を推薦していただくということになります。

専門部会委員の推薦公示は、本日から、来週9月21日火曜日までとしております。

委員候補推薦の公示、意見聴取の公示文を、労使団体宛に本日配布する予定としております。期限まで短期間で申し訳ございませんが、委員の推薦方をよろしく願います。

また、公益委員につきましては、本日、内諾書をお渡ししておりますので、記入の上、事務局にご提出をお願いいたします。

続いて、今後の産別最賃の日程の確認でございます。日程のペーパーを再度配布させていただいております。これは前回の第4回の本審等でお配りしております日程のとおりで変更はございません。

9月27日月曜日が鉄鋼業、29日水曜日が電気機械器具等製造業、10月4日月曜日が各種商品小売業、10月5日火曜日が自動車小売業、ということで、各々専門部会を開催いたします。

その上で、次回の本審議会は、10月12日火曜日、13:30からとなっております。その審議会におきまして、産別最賃改正についての答申をいただきたいというふうに考えております。日程の確保等についてよろしく願います。

なお、専門部会推薦公示、先ほど21日までということで申し上げましたけれども、このことから専門部会の開催通知が翌日の9月22日以降の発送ということにならざるを得ないということで、特に27日の鉄鋼業につきましては、開催通知の到着がぎりぎりになってしまうということをご了解いただきたいというふうに思います。

本日の配付資料は、検討小委員会の資料と基本的に同じということでございます。

当局において、今年実施いたしました「最低賃金基礎調査結果」の各業種別のデータにつきましては、今後の各専門部会におきまして、それぞれ該当する業種の分を配付をさせていただくこととしております。

産別最賃は、行政主導による地域最賃の改正とは異なり、関係労使のイニシアティブにより改正されるという性格のものでございます。日頃から労使間の意思疎通、特に申出側である労働者側から使用者側への働きかけに努めていただきまして、円滑な審議運営となりますようお願いを申し上げます。

最後にご報告がございます。7月21日の第1回専門部会におきまして、

本審議会と同様、専門部会においても議事録の署名を省略する旨の運営規定の改正の議決をいただいております。専門部会運営規定の第7条では、「専門部会が議決を行ったときは、青森地方最低賃金審議会に報告するものとする」とされておりますが、この第2回の専門部会以降に開催されました本審議会においては、この議決に関する報告をしておらなかったということでございます。遅れまして大変恐縮ではございますが、この審議会におきましてご報告をさせていただきます。

また、審議会終了後に鉄鋼業専門部会のもち方につきまして、事務局から5分から10分くらいのお知らせがございますので、申し訳ありますんが、そのままお待ちいただけますようお願いいたします。どうしてもお急ぎの委員につきましてはお帰りいただいても結構です。

事務局からは、以上でございます。

石岡会長                    はい。ただいまの説明につきまして、何か質問等はございませんか。

(委員の間から「特になし」)

石岡会長                    よろしいでしょうか。ほかに何か委員の皆さんからございませんか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長                    それでは、これから専門部会をもって個別の審議、具体的な金額についての審議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

本日の審議は、これで終了いたします。どうもお疲れさまでした。